

台東区浅草東参道二天門防災船着場利用のしおり【平成30年1月22日改定】

隅田川右岸にある「台東区浅草東参道二天門防災船着場（以下「浅草・二天門船着場」といいます）を一般開放し、防災目的の船舶や定期船のほか、不定期船等の営業船舶も利用できるようになりました。（利用開始日：平成28年6月1日から）

- 旅客船等の営業船舶が船着場を使用する際は、事前に船舶登録をする必要があります。
- 船舶登録及び使用申請等には、「使用者登録届」「使用申請書」が必要になります。

○浅草・二天門船着場の概要

- ・位置 台東区花川戸二丁目1番地先
- ・概要 浮栈橋方式（30m×5m、乾舷高1m）
- ・使用時間 9：00～18：00（1回の使用時間は10分とします）
- ・休場日 隅田川花火大会当日及び年末年始



○使用できる船舶

- ・海上運送法第4条により許可された一般旅客定期航路事業において使用する船舶
- ・海上運送法第20条により届出された人を輸送する不定期航路事業（海上運送法施行規則第1条第3項の内航不定期航路事業に限る）において使用する船舶
- ・海上運送法第21条により許可された旅客不定期航路事業において使用する船舶
- ・遊漁船業の適正化に関する法律第3条1項の規定により都道府県知事の登録を受けた遊漁船業に供する船舶（屋形船、釣船）
- ・学校教育及び研究事業に使用する船舶
- ・国、地方公共団体が主催・共催・後援する事業に使用する船舶

※上記によらない船舶や個人の利用はできません。

○船舶登録（使用者登録）

- ・営業船舶については、「使用申請」に先立ち、「船舶登録（使用者登録）」が必要です。
- ・必要書類

- （１）使用者登録届
- （２）船舶検査証書（写）及び船舶検査手帳（写）
- （３）営業船舶係留許可書等（写）

※「営業船舶係留許可書等」とは、河川法等に基づく船舶の占有許可を証する書類等があります。登録しようとする船舶が係留許可を受けていることが判る書類をご用意ください。

※登録の有効期間は、登録を受けた日の翌々年度の３月３１日までです。

※また、船舶登録の有効期間内に「船舶検査証等」の有効期間が満了する場合は、新たに交付された船舶検査証等（写）を速やかに提出してください。

○使用申請

- ・使用申請は、電話により施設の予約を行ったうえで、使用日の３か月前から５日前（５日前が受付日時以外の場合は、その直前の受付日時）までに「使用申請書」を提出してください。
- ・予約は先着順で受付します。
- ・遊漁船は、「都道府県知事の登録を受けていることを証明する書類（写）」を使用申請書に添付してください。
- ・旅客船等は、海上運送法に基づく「定期航路・不定期航路の許可書・届出書（写）」を使用申請書に添付してください。
- ・申請書を受理したのち、使用の承認をした時は、台東区から「使用承認書」を発行・送付します。

○承認を受けた事項の変更・取消し

- ・承認を受けた事項に変更・取消が生じた場合は、電話連絡の上、使用日の３日前（３日前が受付日時以外の場合は、その直前の受付日時）までに、「使用変更・取消申請書」を提出してください。
- ・変更内容を示す書類の添付が必要となる場合があります。

○使用日当日の取消

- ・使用当日の取消しは、当日電話連絡の上、使用日から３日以内に「使用取消届」を提出してください。なお、当日の取消は、使用料が発生します。
- ・ただし、取消理由が悪天候による場合は、使用料は免除となりますので、「使用料減額・免除申請書」をあわせて提出願います。

○問合せ先及び船舶登録等書類提出先

- ・公益財団法人 東京都公園協会 水辺事業部 水辺ライン課 船着場担当係

【平成 30 年 1 月 31 日まで】

〒130-0015 墨田区横網 1-2-16

【平成 30 年 2 月 1 日から ※電話及び FAX の番号は変わりません。】

〒130-0015 墨田区横網 1-2-16 国技館前東誠ビル 4 階

電 話 03-5608-8955 FAX 03-5608-8735

- ・受付日時 月～金（祝日を除く） 午前 9 時から午後 5 時まで

○使用料

1 回あたりの使用料

船舶の種類	1 日 1 回使用する場合	1 日 2 回以上使用する場合
旅客定員 45 人以上	5,000 円	4,000 円
旅客定員 13 人以上 44 人以下	2,000 円	1,500 円
旅客定員 12 人以下	600 円	450 円

- ・使用料は、使用日の翌月に台東区から発行される「納入通知書」によりお支払ください。原則として、既納の使用料は返還しません。

○船着場の使用に関する注意事項

- ・船舶を発着させる際や河川を航行する際は、カラオケ等音響機器の使用はできるだけ控え、近隣住民に迷惑のかからない様注意してください。
- ・船着場周辺での乗客の放吟・喧嘩等には、十分配慮をお願いいたします。乗客への周知徹底をお願いします。
- ・船着場には駐車場はありませんので、車両のご利用はご遠慮ください。
- ・船舶の航行及び事業運営にあたっては、関係法令を順守してください。
- ・船着場の点検や補修、その他施設に係る工事等のため、臨時休業する場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・乗船・下船する際、タラップが必要な場合は、船主側でご用意ください。浮棧橋の乾舷（水面からの高さ）は約 1 m です。
- ・係留時の綱取り、乗船・下船時の乗客の案内・誘導は、船主側で行ってください。
- ・万が一事故が発生した場合は、乗客の安全確保を最優先とし、避難誘導及び関係官庁への通報と区への連絡をお願いします。

○禁止事項

以下の事項は禁止されています。禁止行為を行った際は、以後の利用はお断りします。

- ・ 予約時間以外の係留
- ・ 10分を超える係留
- ・ 予約時間の、事前連絡なしでの利用
- ・ 船着場を損傷する行為
- ・ 船着場周辺の住民に迷惑になる行為
- ・ 油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、または放置する行為
- ・ 船着場での物品の販売、または募金行為
- ・ 危険物の搬入及び貯蔵
- ・ 船舶への燃料の補給
- ・ 飲酒後の操船による利用
- ・ 虚偽による不正な使用登録
- ・ その他、河川管理上支障をきたす行為

○その他

使用者の誤操船等により船着場を破損した場合は、速やかに区に連絡をし、自己の責任において船着場を復旧してください。

船着場使用上の自損事故や利用者が第三者に損害を与えた場合など、区は一切の責任を負いません。

お問い合わせ先

台東区役所 都市づくり部

道路管理課 占用担当

電話03-5246-1302(直通)